

# 建物除却助成制度

建物の立地状況に応じて建物除却費を助成します。

建物敷地が接道する道路の種別	後退道路用地内の建物の有無	除却建物種別	建物除却後跡地の条件	助成制度の区分 (助成対象事業費の4/5が補助の上限です) (千円未満端数切捨て)
		不良住宅 <sup>(注1)</sup>	無	100万円
狭あい道路	<b>後退道路用地内に建物有</b> 	空き家住宅等	公共・公益施設用地等 <sup>(注2)</sup>	100万円
			無	50万円
	居住住宅等	無	50万円	
	<b>後退道路用地内に建物無</b> 	空き家住宅等	公共・公益施設用地等	100万円
			無	50万円
	居住住宅等	公共・公益施設用地等	50万円	
	無	対象外		
狭あい道路に該当しない幅員4m未満の道路		空き家住宅等	公共・公益施設用地等	100万円
			無	対象外
居住住宅等			無	対象外
			無	対象外
幅員4m以上		空き家住宅等	公共・公益施設用地等	100万円
			無	対象外
		居住住宅等	無	対象外

※1 不良住宅とは...国土交通省が定める判定基準により、市が不良度の判定を実施し、合計点数が100点以上となるものをいいます。

※2 公共・公益施設等とは...公園・ポケットパーク等で周辺の住環境整備の改善に資する目的で10年間の活用を図ることをいいます。